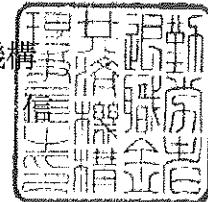


勤退共発第74号の6
平成23年9月1日

(社)全国建設業協会 会長 殿

独立行政法人 勤労者退職金共済機構
理 事 長 稲 額 賀



平成23年度「建設業退職金共済制度加入促進強化月間」への
ご協力のお願いについて

建設業退職金共済制度の推進と円滑な運営につきましては、平素より格別のご指導、ご高配を頂いておりますことに厚く御礼申し上げます。

さて、勤労者退職金共済機構におきましては、かねてより、建設業退職金共済制度の普及と履行の徹底を図るため、国土交通省及び厚生労働省のご後援を頂き、毎年10月を「建設業退職金共済制度加入促進強化月間」と定めて、さまざまな活動を展開してきたところであります。

今年度におきましても、平成23年10月1日から同31日までの期間を同強化月間とすることとして、月間中に關係の建設業団体、建設事業主はもとより全国の主な公共工事発注機関等のご協力を得ながら、多方面にわたり加入促進及び共済証紙の適正な貼付の確保を図るための活動を予定しているところであります。

つきましては、同月間中の本制度に係る広報をはじめとする各種行事等の実施に関しまして、貴団体のご支援、ご協力をお願い申し上げる次第であります。

平成 23 年度
建設業退職金共済制度加入促進強化月間実施要綱

独立行政法人 勤労者退職金共済機構
建設業退職金共済事業本部

1 趣 旨

建設業退職金共済制度は、中小企業退職金共済法に基づき創設された建設業に係る退職金制度であり、建設現場で働く労働者の福祉の増進と建設業の振興に寄与することを目的とするものです。

本制度には現在約18万の建設事業主、約287万人の労働者が加入していますが、上記の目的の達成のためには、できるだけ多くの事業主に本制度への加入を働きかけていくことが必要です。

また、本制度の被共済者である労働者の方々に共済手帳が確実に交付され、共済証紙が適切に購入・貼付されるよう制度の履行確保を徹底することが不可欠です。

本強化月間は、関係諸機関、諸団体のご協力の下、下記の加入促進、履行確保活動を重点的に実施することにより、本制度のより一層の充実を図ることを趣旨とするものです。

2 実 施 期 間 自 平成 23 年 10 月 1 日
 至 平成 23 年 10 月 31 日

3 後 援 厚生労働省 国土交通省

4 協 賛 団 体

- | | | |
|-----------------------------|---------------------------------|----------------------|
| (社) 全国建設業協会
及び各都道府県建設業協会 | (社) 日本アンカーアクセス
ダイヤモンド工事業協同組合 | (社) 全日本瓦工事業連盟 |
| (社) 日本建設業連合会 | (社) プレストレスト・コンクリート建設業協会 | (社) 全国防水工事業協会 |
| (社) 日本建設業経営協会 | (社) 日本基礎建設協会 | (社) 全国クレーン建設業協会 |
| (社) 全国中小建設業協会 | (社) 鉄骨建設業協会 | (社) カーテンウォール・防火開口部協会 |
| 全国建設業協同組合連合会 | (社) 日本橋梁建設協会 | (社) 日本電設工業協会 |
| (社) 日本造園建設業協会 | (社) 全国鉄筋工事業協会 | 消防施設工事協会 |
| (社) 日本造園組合連合会 | 全国圧接業協同組合連合会 | 全国管工事業協同組合連合会 |
| (社) 日本埋立浚渫協会 | (社) 日本タイル煉瓦工事工業会 | (社) 日本空調衛生工事業協会 |
| (社) 日本道路建設業協会 | (社) 全国タイル業協会 | (社) 日本計装工業会 |
| (社) プレハブ建築協会 | (社) 日本左官業組合連合会 | 日本ウレタン断熱協会 |
| (社) 全国建設産業協会 | 日本外壁仕上業協同組合連合会 | 日本保温保冷工業協会 |
| (社) 全国中小建築工事業団体連合会 | (社) 日本建築板金協会 | 全国道路標識・標示業協会 |
| (社) 日本建設大工工事業協会 | (社) 日本塗装工業会 | (社) 全国さく井協会 |
| (社) 日本鳶工業連合会 | 全国マスチック事業協同組合連合会 | 建設産業専門団体連合会 |
| (社) 日本建設軸体工事業団体連合会 | 日本建設インテリア事業協同組合連合会 | (社) 全国建設産業団体連合会 |
| 全国基礎工業協同組合連合会 | 日本室内装飾事業協同組合連合会 | (社) 住宅生産団体連合会 |
| (社) 日本機械土工協会 | (社) 全国建設室内工事業協会 | 全国建設労働組合総連合 |
| (社) 全国コンクリート压送事業団体連合会 | (社) 日本サッシ協会 | |

5 協力依頼機関・団体

(1) 行政機関

都道府県労働局・地方整備局・労働基準監督署・公共職業安定所・都道府県・市区町村（順不同）

(2) 金融関係団体

全国銀行協会・(社)全国地方銀行協会・(社)第二地方銀行協会・(社)商工組合中央金庫・信金中央金庫・全国信用協同組合連合会・労働金庫連合会（順不同）

6 実施事項

(1) 加入促進及び履行確保の推進

- ① 建設業退職金共済制度の加入促進を図るため、厚生労働省及び国土交通省の出席を得て、主な建設業団体を対象に「建設業退職金共済制度加入促進等連絡会議」を開催します。
- ② 元請事業主を訪問し、下請事業主の加入指導及び事務受託の推進を依頼します。あわせて、専門工事業団体の協力を得て、未加入事業所に対する加入勧奨を行います。
- ③ 公共発注機関に対し、工事に参加する未加入事業主への加入指導を要請します。
- ④ 民間発注者団体及びその傘下の事業主に対し、本制度のPR及び普及を図り、未加入事業所に対する加入勧奨、既加入事業所に対する共済証紙の購入、貼付等の履行による活用が図られるよう依頼します。
- ⑤ 工事現場等で本制度への認識を高めるため、パンフレット、労働者用リーフレット等を備付・配付します。
- ⑥ 関係官公庁、建設業団体が開催する各種会議において、積極的に制度説明を行うとともに、加入勧奨を行います。
- ⑦ 現場事務所及び工事現場の出入口等の見やすい場所への「建退共現場標識」（シール）の掲示を要請します。
- ⑧ 掛金収納書提出方式（四連符方式）未実施の市区町村の多い都道府県を重点に、当該都道府県の協力を得て、未実施の市区町村に四連符方式を実施するよう依頼します。
- ⑨ 共済契約者に対し、対象労働者のすべてに対する共済手帳の交付及び適切な共済証紙の購入・貼付を要請するとともに、共済手帳及び共済証紙の受払簿の普及徹底を図ります。なお、履行が不十分な共済契約者に対し、前述の適正な履行の確保を要請します。

(2) 表彰の実施

本制度の普及徹底、加入促進及び履行確保について、特に貢献のあった事業主団体、事業所または個人を表彰します。

(3) 広報活動

- ① テレビ、ラジオ、新聞等のマスメディア及び地方公共団体・建設業関係団体等の発行する広報紙（誌）において、本制度に関する広報を強化します。
- ② ポスター、パンフレットの作成・配布、DVD・ホームページの活用等により、積極的な広報活動を行います。

建退共制度のご案内

この制度は、建設現場で働く方々のために、「中小企業退職金共済法」という法律により国が作った退職金制度です。

事業主の方は、現場で働く方々の共済手帳に働いた日数に応じて、掛金となる共済証紙を貼り、その労働者が建設業界で働くことをやめたときに、建退共から退職金を支払うといふいわば業界全体での退職金制度です。

国の制度 5つの特長

1

国の制度なので安全確実かつ簡単

退職金は国で定められた基準により計算して確実に支払われます。
手続はきわめて簡単です。

2

退職金は企業間を通算して計算

退職金は、A企業からB企業にかわっても、
それぞれの期間が全部通算して計算されます。

3

国が掛金の一部を補助

新たに加入した労働者（被共済者）については、
国が掛金の一部（初回交付の手帳の50日分）を補助します。

4

掛金は損金扱い

掛金は、税法上全額について、法人では損金、個人企業では必要経費として扱われます。

(法人税法施行令第135条第1号、所得税法施行令第64条第2項)

(注) 資本金または出資金が1億円を超える法人の法人事業税には、外形標準課税が適用されますので、ご留意ください。

5

経営事項審査で加点

公共工事の入札に参加するための経審において、制度に加入し履行している場合には、加点評価されます。